

子育て環境が充実して
きました

二学期から、田原本中学校と北中学校で中学校給食がスタートします。奈良県39市町村で最後となりましたが、各小・中学校、幼稚園へのエアコン設置とともに、9月は子育て支援策をより具体的に打ち出す環境が整ったと感じています。今までお弁当を作ったことなかった保護者の皆さんに感謝するとともに、子どもたちの心身の健全な発達を促進し、元気に学校生活を送れる力となるように、必要な栄養バランスを整え、地場産物を積極的に取り入れた安全で安心な学校給食を提供してまいります。また、両中学校は指定避難所であり、災害時の炊き出しにも対応できます。10月から、社会保障制度の安定的な財源確保のため、消費税が増税となります。それに伴う国の支援として、飲食料品などの購入について消費税率を変動させる軽減税率制度の実施や、一定の要件に該当する人を対象としたプレミアム付き商品券事業などが実施されます。



田原本町長 森 章浩

子育て支援策としては、10月から全国で始まる、国の幼児教育・保育の無償化にあたり、町もその流れに乗って積極的な子育て施策を打ち出していきたいと考えています。今はまだ試行錯誤の状況ですが、国の提案も受けながら、特色ある子育て支援ができるよう取り組んでまいります。

医療面では、令和元年8月受診分から未就学児の医療費の窓口負担が少なくなります。従来は、一旦窓口で受診者が自己負担額を全額支払って、後日助成金が返還される償還方式でしたが「窓口での支払い額を減らしてもらえないのか」という声が多く寄せられていました。今回、国の制度変更により、未就学児が県内の医療機関で受診した場合に、決められた一部負担金の支払いで受診できる現物給付方式が始まります。詳しくは広報たわらもと7月号の11ページをご覧ください。

田原本町が子育てしやすく、住みやすいまちとして選ばれるよう、様々な人の意見を聞き、ニーズに沿ったまちづくりを進めていきます。

安全で安心な学校給食を提供します

給食施設などが完成しました

教育総務課総務管理係 ☎ 33-9150

両中学校の給食施設は、学校給食衛生管理基準に準拠し、調理場はドライシステムに対応し、^{ハサップ}HACCPに基づいた衛生管理、食物アレルギーに対応した特別エリアの設置など、安全で安心な学校給食を提供することとしています。また、両中学校が指定避難所であることから、災害時の炊き出しにも対応できる施設でもあります。

給食棟全景



田原本中学校



北中学校

今後、子どもたちの心身の健全な発達のために必要な栄養バランスを整えるとともに、子どもたちの楽しみとなり元気が出る1つの力となるような魅力ある給食を提供するため、運営に万全を期してまいります。

近隣の皆さんには、本当に大変ご迷惑をおかけしました。皆様のご協力により無事、給食施設が完成いたしました。どうもありがとうございました。

消費税の増税に伴い

上下水道料金が増額になります

水道課 ☎ 32-2516

消費税率と地方消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、上下水道料金が増額になります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

料金の種類によって、改正後の税率が加算される時期が異なります。改正後の税率が加算される時期は次のとおりです。

給水申込金 10月1日から

上下水道料金

▶ 10月1日より後に開栓し供給する使用料…10月検針分から

▶ 10月以前から継続して供給している使用料…11月検針分から

※改正後の税率を反映した上下水道料金早見表を、今月号に折り込んでいます。なお、今回の変更は水道料金などに乗じる消費税率の引き上げのみを行うもので、料金本体の変更を行うものではありません。

10月からスタート 幼児教育・保育の無償化が始まります

☎ こども未来課こども支援係 ☎ 33-9036

10月から全国で幼児教育・保育の無償化が始まります。所得や保護者の就労状況に関係なく、3～5歳児および住民税非課税世帯の0～2歳児の保育料が無償化の対象となります。



無償化の対象となる利用施設の主な例

対象	利用施設	保育料無償化の範囲	手続き
共働き家庭・ひとり親で働いている家庭などの3～5歳児（保育の必要性の認定事項に該当あり）	幼稚園、保育所、認定こども園、就学前障がい児の発達支援	無償（幼稚園は25,700円/月まで）	なし
	下記施設 + 就学前障がい児の発達支援 幼稚園、保育所、認定こども園	ともに無償（幼稚園は25,700円/月まで）	なし
	幼稚園、認定こども園の預かり保育	種類ごとの利用日数に応じた上限あり （11,300円/月まで）	あり
	認可外保育施設	37,000円/月まで	あり
	認可外保育施設 + 一時預かり事業など	37,000円/月まで	あり
専業主婦（夫）家庭などの3～5歳児（保育の必要性の認定事項に該当なし）	幼稚園、認定こども園（教育認定）、就学前障がい児の発達支援	無償（幼稚園は25,700円/月まで）	なし
	下記施設 + 就学前障がい児の発達支援 幼稚園、認定こども園	ともに無償（幼稚園は25,700円/月まで）	なし
	幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設	無償化の対象外	

※0～2歳児の住民税非課税世帯についても、上記と同様の考え方により無償化の対象となります。認可外保育施設の場合、42,000円/月を上限に無償化されます。また、小規模保育も対象となります。

※延長保育料・行事費などは、無償化の対象外となります。

認可外保育施設を利用する 子どもの保護者・施設の人へ

子どもの保護者の人へ

9月中旬までに申請が必要です。こども未来課で必要書類を配布しています。



町外の認可外保育施設を利用されている人も、田原本町で申請手続きをお願いします。

施設の人へ

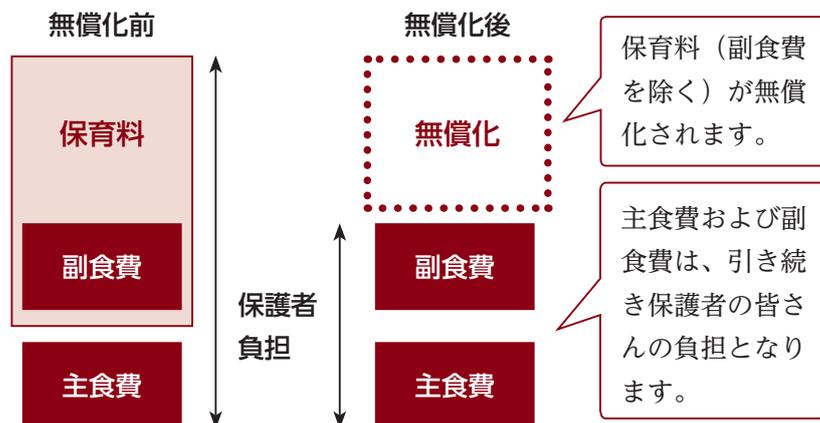
県に認可外保育施設設置の届け出が必要です。

また、町に確認の申請をする必要があります。施設からの届け出と確認の申請がない場合、無償化の対象者であっても、無償化対象外となりますので、必ず手続きをお願いします。

給食の材料にかかる 費用の取り扱いについて

主食費（ごはん）、副食費（おかずなど）は無償化の対象外です。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもの副食費は免除となります。

保育認定子ども（3～5歳児）の保護者負担のイメージ



※教育認定子どもおよび保育認定子ども（0～2歳児）の給食費は現行と同じ負担方法となります。